

独協地域と子ども法律事務所～次の10年に向けての一歩に際して

独協地域と子ども法律事務所は、本年4月に開設から10年を迎えます。独協大学法科大学院の中で、2004年から3年間、「地域、そして子どもたちのための法律事務所」に夢を膨らませながら、いろいろな人と一緒に考え準備して、2007年に開設しました。同時に生まれたのが、同じ建物内にある「独協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」で、同じく10周年を迎えます。

この事務所を作るに際して、法律事務所として子どもの問題に関わるということはどういうことなのか、何を大切にしなければいけないのかを、いろいろと見聞きしながら考えました。子どもの問題には、たいていの場合、おとなが関わり、おとの問題の中でも子どもの問題が紛争の一因になることがあります。そんなときでも、子どもを、解決の主体と考えること、子どもの意見に耳を傾け、これに寄り添うということ、これ（子どもの権利条約12条の精神）は私たちの事務所の共通の指針になっています。

ところで、この事務所の出発点で、とても参考になった法律事務所があります。事務所をつくる際に、国内外、たくさんのところを見て回りましたが、そんな中で出会ったサンフランシスコの「リーガル・サービス・フォア・チルドレン（LSC）」という法律事務所です。LSCは、弁護士とソーシャルワーカーと一緒に運営している子どものための法律事務所です。子どもにとって、居場所となること、問題の解決には法的手段だけでなく、ソーシャルワークが大切であること、ソーシャルワークにも子どもの権利の視点が大切であることを学びました。ちょっと名前が似ているのもこれに由来しています。

2017年、10年を迎える、センターは、異なる職種の素養のある複数のスタッフがたくさんの機関とつながりをもって子どもの問題に関わり、さらに主催する企画等を通じて、相談・救済にとどまらず地域の子どもやお母さんたちともつながっています。当事務所も、子どもの問題の縮図とも言えるような多様な問題に関わり、問題が法律問題からはみ出たところで奮闘しています。センターと法律事務所、それぞれ独立の組織ですが、出発点を同じくしており、両輪で子どもの、そして地域の問題に取り組んでいます。次の10年、今の思いに確信を持ってさらに進み続けます。

弁護士 野村武司

Information

事務所案内



●法律相談のご案内

法律に関する問題で困ったことがありますら、お気軽にご相談ください。
相談は予約制になっております。お電話にてお問合せください。
相談予定日はホームページでもご案内しております。
電話番号 048-946-1730
受付時間 祝日を除く月～金
午前9時30分～午後5時30分
※法律相談は原則30分5,400円（税込）です。
※法テラスの法律扶助制度が利用できます。

●ホームページ更新中

事務所ホームページにて、弁護士費用やご相談の流れなどをご案内しています。法律相談日や事務所主催の学習会の案内などの新着情報も随時更新しています。
また事務所公式フェイスブックにて日常のちょっとしたことについて弁護士が書き綴っております。ぜひご覧ください。

ホームページも是非ご覧ください。 [\[独協法律\]](#) [\[検索\]](#)

〒340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10 TEL.048-946-1730

独協地域と子ども法律事務所 2017.3 vol.10

CONTENTS

- ★開設10周年を迎えます
- ★弁護士紹介&近況報告
- ★独協地域と子ども法律事務所～次の10年に向けての一歩に際して
- ★インフォメーション（法律相談のご案内）

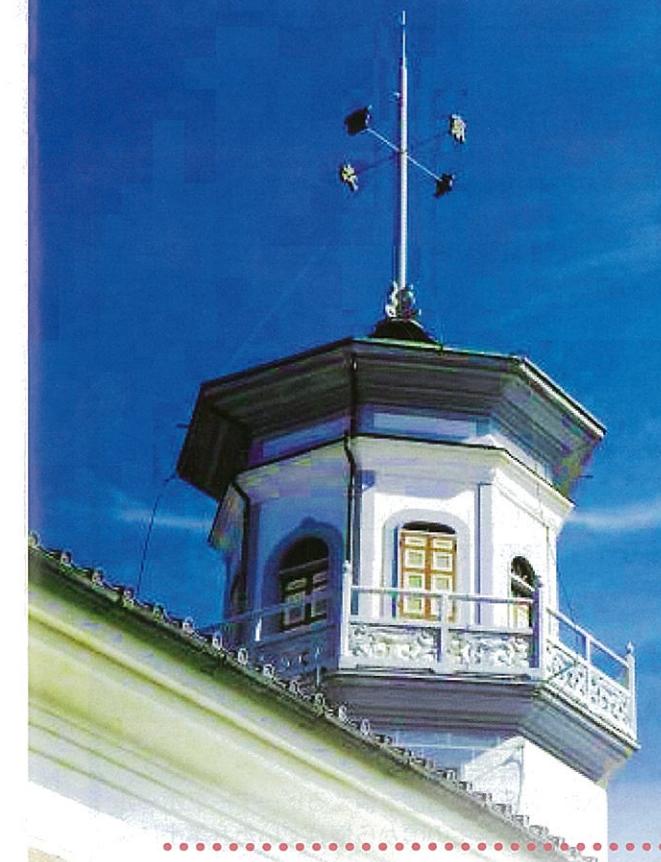


Photo : Takeshi Nomura

ご挨拶

独協地域と子ども法律事務所は、本年4月で10周年を迎えます。独協大学法科大学院がこの3月で終了となります。10周年を契機に、引き続き従前と同様に独協大学地域と子どもリーガルサービスセンターとともに、子どもの人権、権利救済等に力点を置きつつ、地域に生活をし、仕事をする皆さまの良き相談相手として、発展を続けて参りたいと、所員一同固く決意をしております。

昨年度、中原潤一弁護士が独立して新たな法律事務所をさいたま市に開設したと交替するように、久能由莉子弁護士をお迎えすることができました。女性弁護士ならではの視点を持って、リーガルセンターと法律事務所の活動領域を大いに広げてくださっています。また本年1月には、独協大学法科大学院の卒業生である関根亮介弁護士をお迎えしました。大学院時代に学んだ力を大いに発揮していただきたいと思います。

私たち弁護士が寄って立つ基盤は日本国憲法です。基本的人権の保障という側面でも、国民主権・民主主義の側面でも、そして平和主義の側面でも危機を迎えていくように思えてなりません。法律家としての原点をいつも忘れることなく、所員それぞれ力を合わせてこれらの課題にも取り組んで参りたいと考えております。

所長 弁護士 柳重雄

独協地域と子ども法律事務所 / 〒340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10 / TEL.048-946-1730 / FAX.048-946-1733

代表弁護士：柳重雄（埼玉弁護士会所属） / URL <http://www2.dokkyo.ac.jp/~lawoffice>

・・・ 獨協地域と子ども法律事務所は、本年4月で開設10周年を迎えます。・・・

2007年4月、獨協大学法科大学院棟の一部をお借りして、弁護士3名と事務局2名でスタートした獨協地域と子ども法律事務所は、2010年に松原団地駅からほど近い獨協大学敬和会館の隣に移転し、現在では弁護士6名と事務局3名が所属する事務所となりました。

本号では、昨年4月と本年1月に新たにお迎えした、久能弁護士と関根弁護士のご紹介を中心にお送りいたします。

獨協地域と子ども法律事務所は、隣接する地域と子どもリーガルサービスセンターと連携し、これからも地域の皆さまの良き相談相手として、発展をしてまいります。

NEW
FACE!!

4月から当事務所2年生になります



弁護士
久能由莉子

昨日4月に入所しました、久能由莉子（くのうゆりこ）と申します。

以前は、浦和にある、つきのみや法律事務所に所属していました。

つきのみや法律事務所に所属していた頃、少年事件に携わり、たった数ヶ月で変わっていく子どもの様子を目の当たりにし、子どもに関する事件に魅力を感じるようになりました。

埼玉弁護士会の子どもの権利委員会での活動等を通じ、ご縁に恵まれ、当事務所に移籍させていただきました。

事務所だよりに文章を掲載するのは初めてになりますが、入所してから早くも1年が経ちます。

まだあまり多くはありませんが、少年事件に限らず、子どもの事件に携わらせていただいております。

子どもの事件に携わると、子どもから直接話を聞く機会もあります。

スマートフォン、SNSの発達・普及等により、私が子どもだった頃よりも、今の子どもは、人間関係が複雑化し、人との直接の関わり方が難しくなっていて、生活しにくい社会なのではないかと感じているところです。

獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターが隣接していることもあり、子どもの事件の関係では、同センターのスタッフと連携しながら、福祉的な支援も受けてもらえるよう心掛けています。

昨年8月には、埼玉弁護士会の子どもの権利委員会所属の弁護士有志で、NPO法人子どもセンター・ピッピを設立し、その一員としても活動しています。本年2月には、虐待、いじめ等により居場所がない子どものための一時避難所であるシェルターの運営を開始しました。当面は、女の子のためのシェルターとして運営していく予定です。

仕事に関する話ばかりなので、最後に、少しだけ私事を。

私は、小学4年生でミニバスを始め、大学で所属していた体育会を4年生で引退するまで、約13年間、ずっとバスケ漬けの日々を送ってきました。

何を思ったのか、法律家という全く別の道に進むことになり、今では、バスケをすることはなくなってしまいましたが、昨年、B. L E A G U E が開幕したので、久しぶりに試合観戦に行きたいたいなと思っています。

初めての事務所だよりの掲載なので、何を書けば良いのかわからず、つらつらと書いてしまいましたが、当事務所では久しぶりの女性弁護士ということなので、子どもの事件に限らず、女性の方からのお相談にも積極的に対応していきたいと思います。

これから何卒よろしくお願ひ致します。

NEW
FACE!!

新任のご挨拶



弁護士
関根 亮介

本年1月に入所いたしました、関根亮介と申します。

幼少期より埼玉県越谷市で育ち、大学卒業後は、東武線沿線にも多くの店舗を構えるピーアークホールディングスで、3年8ヶ月のあいだ勤務しておりました。その後、中学生の頃から憧れていた弁護士になろうと一念発起し、獨協大学法科大学院に入学しました。

私の母校である獨協大学法科大学院は「地域のよき相談役」としての法曹の養成をその理念としていました。私自身も院生時代、わからないことはなんでも聞けるアットホームな環境で、先生方・諸先輩方の親身なご指導を頂戴し、無事に弁護士となることができました。

そして、「地域」の皆様を第一に考える当事務所で働くことができることうを誇りに思っています。

私は、企業で接客・サービス業に従事して参りましたが、弁護士となってみて改めて、弁護士もまた究極の接客・サービス業であると感じています。まずは、相談者様にとって接しやすい弁護士でありたいと思います。そして、相談者様のお話を細大漏らさず伺い、最適な解決方法を共に見出し、皆様の権利・利益を最大化できるように努めて参ります。

私は、司法試験合格後、1年間岡山で司法修習をしておりました。当時、私の住んでいた場所は、ほど近くに後楽園、南に10キロメートル行くと瀬戸内海、北に10キロメートル行くと多くの山々と溜池がありました。休日になると釣竿を担いで自転車で海や池に出かけていました。電車とフェリーで小豆島に行って、帰りの最終便のフェリーまで、小豆島を自転車で走り回ったりしていました。

こちらに戻ってからも天気の良い日には、自転車での散策が趣味になっています。近隣にお住いの依頼者様の元へお話を伺いに自転車でお邪魔することもあったりします。

駆け出しお若輩ではありますが、君に頼んで良かったと言っていただけの「地域のよき相談役」となれるよう、日々精進してまいります。これから、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



世界・日本の動向に思う



弁護士
柳 重雄

イギリスがEUから離脱をしたり、アメリカでは誰もがまさかと思っていたトランプ氏が大統領に就任したり、橋渡しこそ必要なのに壁を現実に建てようとしたり、これからどのような世界になって行くのでしょうか。日本の国も、憲法9条のもとで、決して自衛隊が海外にて戦争したり参戦をしたりすることはないと思っていたのに、今やそうでもなさそうです。世界も日本も先行き不安なことばかりですね。

憲法が制定されて70年が経ちました。私も戦後の昭和20年代生まれですので、日本国憲法と平行して年を取ってきたという思いでいますが、それでも世界、日本はより平和に向かって、より人権が尊重される社会に向かって、そしてより人々が大切にされる社会に向かって進んでいるのだと信じてきました。しかし、最近の世界の動向、そして一年来の日本の出来事など見てみると必ずしもそうではなく、時代がまるで逆行している様に思えてなりません。新自由主義や格差社会の様相も進み、TPPなどの動きを見ると日本の農業、食の安全などもどうなって行くのだろうと本当に心配になります。私たちが子どもの頃、学生の頃のように、日本国憲法を基礎に社会が前進して行くのではなく、全く逆に後退、逆行しているように思えてなりません。

私たち法律家の原点、それは何と言っても日本国憲法であり、そこでの人権や民主主義、平和主義なのだと思います。日本全国で、若者も女性も、そして全国の法律家も同じ思いで頑張っていることを励みに、私も、法律家としての原点を忘れることなく、益々頑張って行きたいと思っています。

10年の月日の経過



弁護士
井原 正則

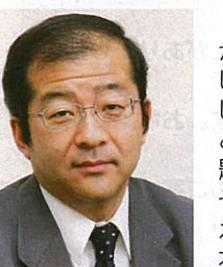
事務所設立から10年が経過しようとしています。当時は、子どもの専門事務所という構想が現実として機能しうるかという点で不安がありました。しかし、民事裁判が減少する中で、家事事件の手続は増加傾向を示し続けており、当事務所では子どもの多種多様な事件のノウハウを10年かけて蓄積してきたことから、10年前の試みがようやく実を結びつつあると感じています。今後は近隣の大学、地域の諸団体やNPO法人などと手を携

えて、より多くの充実した法的サービスを提供することができるよう頑張りたいと思います。

事務所の関係とは別に、家庭においても長男が昨年の8月に10歳となりました。自分にとって法律事務所での仕事は充実をしたもののあって10年が5年とも思われるのですが、子どもの成長はそれ以上に早く、自分に10歳の子がいることが不思議な気持ちになります。次男も、今年の1月で8歳となり、大分しっかりとしてきました。申し訳ないと思うのは、私と妻の両方とも近視であり、そのせいか、次男も眼鏡をかける必要があるようになってしまったことです。

昨年の9月以降、長男、次男が近くの野球チームに入り、私もそのチームのパパさんコーチとなり、3人で、土日祝日、休みもなく野球にあけくれています。私と子どもにとっては楽しいことで、私のストレスも発散できていますが、練習後、ユニフォームを3枚洗うことになる、妻の機嫌が悪いのが心配の種です。

この1年、その先への思い



弁護士
野村 武司

この1年間も、いじめの問題に関わることが多かったように思います。研修の講師としてもいろいろなところに呼ばれました。いじめ防止対策推進法ができて3年がたち、どれだけ浸透したか、法律やその運用に問題はなかったか見つめ直す時期に来ており、その議論にも加わっています。まだまだ考え方やそのとりくみが浸透しておらず、基本的なことも含めて浸透していないように感じます。ニュースで報じられるいじめの事件に心痛められる方も多いのではないかでしょうか。

虐待の問題もあとを絶ちません。昨年、狹山市で起こった死亡事件を検証しましたが、とてもつらいものでした。虐待防止に努めていたはずですが、関係機関の対応の問題にも多くの隙間が見られました。子どもの問題に何ができるのだろう。焦りすら感じます。そんな思いを背景に、若い弁護士たちが一生懸命にとりくみ、埼玉でも子どものシェルターができました。「子どもセンター・ピッピ」です。仕事を務めることになりました。

さて、獨協大学法科大学院は、力およばず、まもなく幕を閉じる予定です。これからは修了生のサポートに専念することになります。責任者として幕引きをしなくてはなりません。でも、ここを巣立ち、「獨協ロースクール」を誇りに活躍してくれている修了生がたくさんいることを知る機会にもなり、とても励まされています。そんな仲間とともに、この事務所は先を照らす灯火にならうと思います。

『いじめ予防授業』、始めました



弁護士
川原 祐介

昨年は志木市の小学校と川口市の小学校でいじめ予防授業を実施しました。埼玉弁護士会の子どもの権利委員会では、昨年より、いじめ予防授業に力を入れています。私も、いじめ予防授業の講師を担当しました。担当したのは小学5年生のクラスでした。

授業の内容は、①どういう場合が「いじめ」に当たるのか、②いじめがどういう結果を招くのか、③いじめがあった場合にどう対処すべきか(当事者ではないクラスメイトも含め)というものです。講師が一方的に話すのではなく、なるべく子ども達にも意見を発表してもらうように心がけています。また、子ども達に分かりやすいように、アニメのキャラクターを使って説明をしています。

授業後のアンケートでは、子ども達が授業内容を踏まえて、沢山の感想を書いてくれました。この授業が、子ども達がいじめ問題について深く考え、向き合うきっかけとなってくれればと思います。

今後、県内の全部の小学校、また中学校や高校でも授業を実施することが目標です。私は戸田市の中学校でも講師を担当する予定です。興味のある方は、ぜひ埼玉弁護士会又は当事務所にご連絡ください。